

## 大学等連携交流拠点整備にかかる設計・施工業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

大学等連携交流拠点整備にかかる設計・施工業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的

大学等連携交流拠点整備にかかる設計・施工業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりのとおり

#### (2) 業務内容

- ・設計業務及び工事監理業務
- ・工事施工業務
- ・物品調達、家具什器の配置
- ・必要経費の算出

（別紙「仕様書」のとおりのとおり）

#### (3) 事業規模（契約上限額）

35,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日～令和 5 年 9 月 30 日

※令和 5 年度下期に設立予定の地域連携プラットフォーム\*1の設置状況によっては延長の場合あり

\*1 地域連携プラットフォームとは、神戸の地域経済社会が抱える多様かつ複層的な課題解決に向け、「知（地の拠点）」である大学等の高等教育機関が持つシーズを活用し、産官学共創の取組みの拡充とともに産官学連携体制の一層の強化を目的とした、大学等、産業界、金融機関、行政の新しい共創コミュニティネットワーク。神戸市が展開してきた大学連携事業に加えて、参画大学による産官学共創プロジェクトを実施予定。

#### (5) 履行場所

神戸市が指定する場所

#### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

ア 選定された委託契約候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行ったうえで、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

イ 委託契約候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の事業者を委託契約候補者とする。

ウ 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと

※令和 4・5 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有していない場合は以下の書類を神戸市に提出すること。

ア 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）

イ 納税証明書（国税及び地方税）

（納税証明書を提出させる場合は、該当する税について滞納していないことを参加資格として定める。）

※新型コロナウイルス感染症の影響により国税や地方税の換価の猶予の適用を受けていることが確認できる場合、未納の扱いとはしないものとする。通常の書類に代えて、以下の書類を提出してもらう。

① 国税 換価の猶予許可通知書（換価の猶予は、新型コロナウイルス感染症に関係なく条件を満たせば受けられるので、猶予の理由を申し出てもらい「新型コロナウイルス感染症等の影響により国税や地方税の徴収猶予の特例を受けていることが確認できる場合」には未納扱いとしない。）

② 地方税 換価の猶予許可通知書（換価の猶予は、新型コロナウイルス感染症に関係なく条件を満たせば受けられるので、猶予の理由を申し出てもらい「新型コロナウイルス感染症等の影響により国税や地方税の徴収猶予の特例を受けていることが確認できる場合」には未納扱いとしない。）

ウ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 1）

#### 5 スケジュール

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始          | 令和 5 年 2 月 22 日（水曜）       |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 5 年 3 月 10 日（金曜）17 時必着 |
| (3) 質問受付締切        | 令和 5 年 3 月 10 日（金曜）17 時必着 |
| (4) 企画提案書の提出期限    | 令和 5 年 4 月 12 日（水曜）17 時必着 |
| (5) 選定結果通知        | 令和 5 年 4 月中下旬（予定）         |
| (6) 契約締結・事業開始     | 令和 5 年 4 月下旬（予定）          |

※上記予定は変更の可能性あり。

#### 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
- ア 受付期間 令和5年2月22日から令和5年3月10日17時まで
- イ 提出書類 参加申込書兼誓約書(様式2)  
企業調書(様式3)
- ウ 提出方法 上記提出書類を神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること
- (2) 質問の受付
- ア 受付期間 令和5年2月22日から令和5年3月10日17時まで
- イ 提出方法 質問票(様式4)に記載し、神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること
- \* 件名は「大学等連携交流拠点設計・施工業務等委託に関する質問」とし、到着確認の電話連絡を行うこと。
- ウ 回答参加者全者に対して、Eメールにより回答する。  
また、質問した事業者名は公表しない。なお事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。
- エ 神戸市の回答は、本要領または仕様書等を補足する効力をもつ。
- (3) 企画提案書の提出
- ア 企画提案書(様式5)に以下の資料を添付し、神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること。
- ① 企画提案書
  - ② 平面図
  - ③ 空間イメージがわかる資料
    - ・ パース
    - ・ 既存カタログ、類似施設の画像などを使用した、空間イメージや使用什器等がわかる資料 など
  - ④ 業務実績調書
  - ⑤ 業務実施体制表
  - ⑥ その他補足資料(任意、様式自由)
  - ⑦ 会社概要 ※ホームページ、パンフレット等可
  - ⑧ 見積書(任意様式)
- ※ 配備する什器については、品名、メーカー、型番、金額を記すること。
- イ 受付期間 令和5年4月12日17時まで

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	内容	配点
企画内容 (50点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学や企業、自治体等による連携事業に活用し、利用者の交流につながるような配置や機能を工夫したスペースとなっているか。</li> <li>・ 当該施設目的を踏まえ、また想定される利用者のニーズのサーチ、分析に基づく機能が提案されているか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義や打合せ、イベント実施などの機能が十分に発揮される提案がなされているか。</li> <li>・ 同じスペース内に講義室、会議室と交流スペース等の併設によって、それぞれの事業に支障が出ないよう防音等への考慮がなされているか。</li> <li>・ 限られた空間の中で、移動可能な什器・備品を設置し利用用途に</li> </ul>	15

	応じて可変できる利便性の高いスペースが提案されているか。	
	・デジタル技術を活用し、オンライン講義・イベント等のリモートでの事業展開に必要な機能や工夫を盛り込んだ提案となっているか。	5
	・照明や遮光、空調、換気、防犯などの観点で、利用者にとって安心・安全で快適な計画となっているか。	5
	・維持管理に関する負担を軽減を考慮した提案となっているか。	5
業務の理解度・ 取り組み意欲 (20点)	・業務内容や課題の理解度が高いか。 ・業務に関連する知識が豊富か。 ・意欲、熱意が感じられ、創意工夫が期待できるか。	20
実施体制・実績 (20点)	・デザイン・施工に関する専門的な知識・ノウハウ・経験を有しているか。 ・業務の遂行体制が十分に確保されているか。	20
地域性(10点)	・提案者は神戸市に本店を設けているか。	10
合 計		100

※上記配点をもとに、以下の通り価格点を加える。

価格点 = (1 - 入札価格 / 上限額) × 10 点

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、委託契約候補者選定に係る提案選考委員会において企画提案書等を審査し、委託契約候補者を選考する。

イ 選考委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

開催日時や場所その他詳細については、応募者に別途通知する。

※プレゼンテーションは書面審査において適切と認められた事業者のみ行う。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「企画内容」の点数が最も高い事業者を委託契約候補者とする。さらに、「企画内容」の最高得点者が複数ある場合は、当該事業者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

オ 下記のいずれかに該当する事業者は失格とする。

- ・総点数が 50 点未満の事業者
- ・見積金額が予定価格を超過している事業者
- \*見積もりは委託金額 35,000 千円を上限とする。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 本市が指定する場合を除き、見積書および企画提案書等の必要書類が所定の期日を過ぎて到着したとき

キ 見積書に記名および見積金額の記載がないとき

- ク プロポーザル応募資格がないことが判明したとき
- ケ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 神戸市が支持する場合を除き、期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負うものとする。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市企画調整局参画推進課  
電話番号 078-322-5030  
メール daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp